

令和4年度 第9回「医療機関に所属する救急救命士に対する研修の講師となる人材のための講習会」

質疑応答集

No.	質問内容	回答内容
140	救急救命士が病棟でアシスタント業務をしてもよいか	実施してよいです。あくまでも今回の救急救命士法の改正は救急救命処置を実施してよい場が「入院するまで」に拡大され、入院した以降は実施ができないということです。救急救命処置に該当しないアシスタント業務については、救急救命士は病棟で実施可能です。